

(5) 景観重要建造物・樹木及び重点地区の指定について

1. 景観重要建造物・樹木

■景観重要建造物・樹木とは？

景観重要建造物および景観重要樹木は、景観法に基づき、地域の景観形成において重要な役割を果たすものを市長が指定する制度。

志摩市独自の歴史、文化、自然を象徴する対象物を、単なる「個人の所有物」としてだけでなく、「地域の公共的な資産」として位置づけ、その外観や姿を長期にわたって保全することを目的とする。

現在志摩市では景観重要樹木第1号として、志摩町和具にあるおりきの松公園内の「おりきさんの木」の指定を令和5年度に行った。

樹種	ナンヨウスギ科 ニューカレドニアマツ (別名：クックアロウカリア)
本数	1本
所有者	志摩市
所在地	志摩市志摩町和具3006番「おりきの松公園」内
樹容の特徴	樹齢約130年（令和6年3月時点）
樹高	約25m
幹周囲	約2.7m
指定番号	第1号
指定年月日	令和6年3月21日



2. 指定の流れ

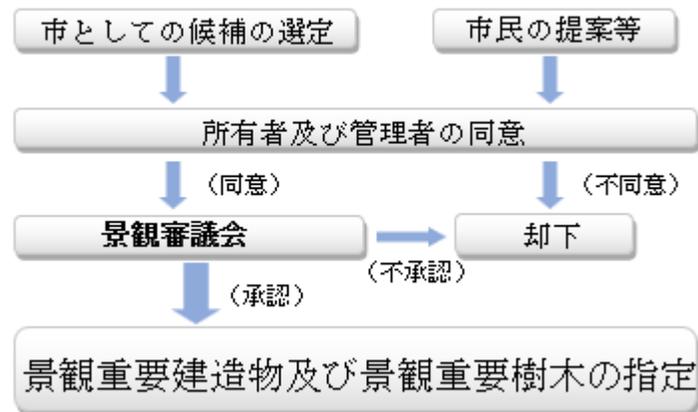
景観重要樹木の指定の方針

- 地域の自然、歴史・文化が色濃く現れており、樹姿や樹勢が優れているもの
- 由緒、由来のある樹木で古くから地域住民に親しまれ、よく維持管理され、地域のランドマークとなっているもの
- その他優れた樹容を有し、本市の景観形成上重要な役割を有するもの

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定基準

- 指定の方針に合致しているもの
- 道路その他の公共の場所から容易に見ることができるもの
- 所有者及び管理者の同意が得られたもの

<指定の流れ>



3. 景観重点地区の指定

■景観重点地区とは？

景観重点地区は、景観計画区域の中でも、特に優れた景観を有している地区や、地域の活性化において景観形成が極めて重要な役割を果たす地区を対象として指定するもの。

市全域を対象とした「一般基準」よりも、さらに踏み込んだ具体的な基準（高さ、色彩、素材、配置など）を設けることで、その地域固有の魅力を最大限に引き出し、守り育てることを目指す地区である。

現在志摩市では景観重点地区の指定はないが下記の地区を重点候補地区として位置づけている。

【景観重点候補地区】

歴史的集落

国府地区、上之郷地区

漁村集落

波切地区、的矢地区、御座地区

農村集落

五知地区

市街地

志摩磯部駅周辺地区、鶉方地区、浜島地区、和具地区

観光保養地

賢島地区、大崎半島地区、登茂山地区

4. 指定に向けて

■令和8年度に目指すこと

①景観重要建造物・樹木について

- ・景観重要建造物及び樹木の候補を挙げ、指定に向けた提案を実施する。



【参考】

写真は、令和7年11月17日に国の登録有形文化財（建造物）に登録された阿児町甲賀にある「旧向井家住宅」である。
国の登録有形文化財（建造物）を景観重要建造物として指定することも可能であるため、候補の一つとして検討する。

②重点地区について

- ・重点候補地区の現状の把握と対象地区へアプローチ（地域への合意形成等）ができるかどうかを確認し、重点地区の指定に向けた検討を実施する。
- ・重点候補地区に成りえる地区が他にないかの確認も実施する。

【重点地区指定におけるメリット・デメリット】

項目	メリット（期待される効果）	デメリット（懸念点・負担）
景観の質・統一感	地域の特性（自然、歴史、文化）に合わせた詳細な基準により、質の高い街並みが維持・形成される。	建築物の形態、色彩、素材などに制限が増え、自由なデザインが制約される場合がある。
経済的価値	良好な景観によるブランド化で、観光客の増加や資産価値（地価・居留意欲）の維持・向上が期待できる。	基準を満たすための仕上げ材の選定や、屋上機器の目隠し等により、建築・修繕コストが増加する可能性がある。
住民・事業者の意識	地域への愛着などが醸成され、景観まちづくりに対する住民の関心と一体感が高まる。	届出対象行為が拡大するため、手続きの事務負担が増え、着工までに時間がかかる場合がある。
広告物・屋外物	看板の大きさや色、自販機の設置場所などが整理され、乱雑な印象が解消される。	既存の看板や設備が基準に適合しなくなる場合があり、改修や撤去の指導対象となる可能性がある。